

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針に関する
主な意見及びこれに対する国土交通省道路局の考え方について

主なご意見	国土交通省の考え方
<p>1. 歩道幅員のない箇所での整備方策について</p> <p>歩道橋の下、陸橋の下、高速道路の下、大きなグリーンベルト内などを駐車できるようにして欲しい。</p> <p>歩道等の幅員については、既存駅周辺において駐輪場を確保することは、通常の路上だけでは困難であるため、通常の幅広の歩道のほか、公開空地を含めた実質的な幅員を考慮し、柔軟な工夫をして欲しい。</p> <p>駅前の商店街がある道路には、歩道と車道が分かれていないが、その場合の設置条件について検討が必要と思われる。</p> <p>道路の路肩をカットして、歩道を広くし、駐輪スペースを作って欲しい。</p> <p>現状の車道上の自動車駐車場のよう、車道の余裕のある部分を転用して欲しい。</p> <p>路側帯に十分な幅のある道路では、自動二輪車については縦列駐車を許可して欲しい。</p>	<p>本指針では、原則となるものを定めており、横断歩道橋下等のデッドスペース等の個別案件については、管轄する公安委員会と協議を行い、状況に応じ設置可能と考えております。</p>
<p>2. 歩道等の有効幅員について</p> <p>歩道等の有効幅員に関して、「歩行者等の通行を阻害しないように、十分な幅を確保することとします」とあるが、十分な幅の具体的な定義を盛り込んで欲しい。</p> <p>駐車を設ける箇所の歩道幅員は、歩行者の通行を阻害しないために、駐車を設置する区間の前後の区間と同等以上の歩道幅員が確保されるようにして欲しい。</p>	<p>指針では、道路構造令に準拠し、最低限必要な幅員を確保することを規定しております。</p>
<p>3. 配置について</p> <p>自動二輪と自転車のスペースを分けて考えるべきではない。</p> <p>原動機付自転車向け駐車ますと、自動二輪車向け駐車ますを各々区別して設けてもらいたい。</p>	<p>安全性の確保等の観点から、同一の区画内には複数の車種を混在して駐車させないことを原則としております。</p>
<p>4. 出入口方向について</p> <p>自動二輪車等を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」となっているが、道路上に設置すると整備費用がかかるため、自転車とあえて区別して整備する必要がない。</p>	<p>歩行者の安全性の確保等の観点から、出入口を分ける必要があると考え、原則として、自動二輪車等は「車道側から出入り」としています。</p>

主なご意見	国土交通省の考え方
<p>5. 車道との離隔について</p> <p>車道から直接駐輪位置に出入りするようになっていて、自動二輪をバックさせて車道へ出すのは危険であるため、車道側に出し入れに必要なスペースの確保が必要である。</p>	<p>出入口については、設置位置、自動車・歩行者等の交通量や自転車・自動二輪車等の動線を勘案して設けることとしております。設置にあたっては、車道境界と置場の間に余裕幅をもつことが必要であると考えております。</p>
<p>6. 駐車方法について</p> <p>駐車方法は、入出場の際に大きく車道にはみ出し危険を伴うこと、歩道の有効幅が広がることから、道路進行方法に対して直角ではなく、斜め方向になるようにして欲しい。</p>	<p>駐車方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して選定することとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>7. 収容方法について</p> <p>設置場所の事情が許せば、「島型」の駐輪場の設置も検討してもらいたい。</p>	<p>収容方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して選定することとしております。設置にあたっては、道路管理者が、設置位置の状況等に応じ収容方法を選定した上で、管轄する公安委員会と協議を行い、最終的に適切な方法を決定いたします。</p>
<p>8. 駐車ますの大きさについて</p> <p>自動二輪車の駐車スペースについては、原動機付自転車から大型自動二輪車まで対応可能なものとして欲しい。</p> <p>駐車ますの幅については、入出庫の際に他の二輪車等に接触しないよう適切な間隔を開けてますを設けて欲しい。</p>	<p>駐車ますについては、標準的な車両の大きさを確保することを原則としており、大型自動二輪車の駐車需要等を勘案し、大きさを設定することが必要であると考えております。</p>
<p>9. 設置場所について</p> <p>駐車場及びその周囲はできるだけ平坦にして欲しい。</p>	<p>設置位置は、交通の安全と円滑に支障のない位置に設置することとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>10. 標識について</p> <p>路上に「P」マークと「自転車用」「自動二輪用」と書いておけば、標識は不要ではないか。</p>	<p>道路交通法上、駐車場を設置する場合は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（省令）で定められた道路標識、道路標示を設置する必要があります。</p>

主なご意見	国土交通省の考え方
1 1 . 柵等について	
<p>駐車場と車道との境界のポールは、出入りの際に邪魔となるため、不要である。</p> <p>二輪車駐車場に関して、児童等が二輪車のエンジン等に触れ火傷等のけがをしないように、歩道との境界は縁石ではなく柵で区切って欲しい。</p> <p>駐車場を自転車と自動二輪車のそれぞれの専用とした場合、それぞれの駐輪場所に置くことが予想されるため、自転車用区画に自動二輪車の進入できないポールの設置したほうがよい。</p> <p>車両スペースの間には、車両の転倒防止、他の車種による不正駐車を防ぐため、鋼鉄製のバーを設置してもらいたい。</p> <p>強風による自転車の転倒を防ぐため、一定間隔で柵を設けるなどの処置をしてもらいたい。</p>	<p>車道側の出入口部には、誤って自動車が進入しないように、四輪車進入防止用の柵等を設けることとしております。</p> <p>駐車場区画を明示するなどのために、出入りする側を除き、駐車場の外周に縁石や柵等を設置することとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
1 2 . ラックについて	
<p>歩行空間の確保、景観への配慮、省スペース化のため、サイクルラックの設置が必要である。</p> <p>耐久性・構造上の安全性・操作性を確保するために、サイクルラック技術基準（サイクルラック協会）を満たすものが必要である。</p> <p>前輪を台に乗り上げる駐車法は、車重の軽い原付などでは有効だが、重い大型バイクの場合、転倒の危険がある。</p>	<p>設置位置の状況等により、必要に応じてラック等の施設を設置することとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
1 3 . 上屋について	
<p>駐輪場の設置において、降雨雪時にも利便性を損なわない屋根を設置して欲しい。</p> <p>駐車・駐輪場を設ける際、設計・施工の参考になるように、屋根の大きさや支柱の強度、太さ、材質などの基準を指針に盛り込んで欲しい。</p>	<p>設置位置の状況等により、必要に応じて設置することとしています。なお、詳細については、地域特性や利用形態に沿うようにするためには、画一的に数値等を定めるべきものではないと考え、定めておりません。</p>
1 4 . 照明施設について	
<p>防犯効果、事故防止効果、操作性確保のため、駐輪・駐車場所に十分な明るさの照明を設置して欲しい。</p>	<p>設置位置の状況等により、必要に応じて照明を設置することとしています。</p>

主なご意見	国土交通省の考え方
<p>15. 排水施設について</p> <p>周囲の道路の排水性を確保して欲しい。</p>	<p>設置位置の状況等により、必要がある場合に適当な排水施設を設けることとしています。</p>
<p>16. 利用案内板について</p> <p>事故、事件、施設の故障などが発生した場合の連絡先を明記して欲しい。</p> <p>利用者のマナー向上を促す啓発運動や利用方法、違反者・違反車両に対する刑罰等を駐車スペースに記した看板などを設置する。</p>	<p>駐車場の利用案内や連絡先等を記した案内板を設置することとしております。</p>
<p>17. 盗難について</p> <p>盗難防止の観点からチェーンなどで固定できる設備やカメラが必要である。</p>	<p>駐車車両の盗難が発生しないように、盗難防止に配慮することとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>18. 管理について</p> <p>駐車可能な期間を個別に設定した上で、巡回員が定期的に見回り、長期間の放置車両に対して適切な処置を行う必要がある。</p> <p>歩行者および駐車場利用者が、安全に利用できるようにしてもらいたい。</p>	<p>駐車場を設置後は、駐車場内および駐車場周辺を良好な状態に保つよう、適切な管理を行うものとしております。頂いたご意見は、運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>19. その他意見</p> <p>指針の内容については、是非とも推進して頂きたい。</p> <p>駅周辺等における自転車および自動二輪車等駐車場の整備を強く要望します。</p>	<p>お寄せ頂いたご意見は、今後の駐車場の推進の参考とさせていただきます。</p>